

# 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

2023年11月1日

真庭市

## 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、岡山県の中北部に位置し、鳥取県境に接する。総面積は約 828km<sup>2</sup> で、全体の 80%を山林が占める中山間地である。古くからヒノキ、スギの植林が盛んに行われ、農業、酪農とともに、林業が市の経済を支える主要な産業であり、現在でも素材生産業者が約 20 社、製材所が約 30 件、原木市場が 3 か所ある。また昔から川上から川下まで、林業全体を包括的に管理し、木材生産のみでなく、バイオマスの有効活用法に関する研究も盛んに行われてきた。そのため 2006 年に、同市はバイオマスタウンに認定された。しかしながら一方で、長引く原木価格の低迷により、森林整備の遅れや生産活動の低下、林業従事者の高齢化などから、伐期を迎えた人工林の多くが、十分に手入れがされない状況が続いていた。また大量の林地残材や木質系廃材などが有効に活用されずに、処分や放置されていた。

そのような中、これらの未利用木質資源などのバイオマス資源の有効活用することを目的として、2014 年にバイオマス産業都市構想を新たに掲げ、国からバイオマス産業都市として認定を受ける。この構想に基づき未利用木質資源の活用を進めるべく、2015 年 4 月から木質バイオマス発電所の稼働が始まった。これにより、山林所有者の所得向上や、放置林の再整備、新たな雇用の創出などの波及効果が生じている。木質バイオマス発電所の稼働以降、再生可能エネルギー発電事業者、真庭森林組合、真庭木材事業協同組合等の関係者、市民代表等が委員となる真庭バイオマス産業都市推進協議会において、毎年の稼働状況等確認しており、市民と事業者が一体となって合意形成を図りながら再生可能エネルギーの普及を進めてきたところである。

さらに 2018 年に本市は SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業にも選定された。また同年度の地域マイクログリッド構築支援事業の実証地域にも選定された。さらに 2022 年には脱炭素先行地域にも選定された。今後は農林業の活性化に加え、地域の資源を活かした再生可能エネルギーの普及やカーボンニュートラルの実現等をより一層推し進めることにより、持続可能な地域づくりを図る予定である。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	面積	備考
真庭市目木 1-1	13,500m <sup>2</sup>	木質バイオマス発電施設及び太陽光発電設備

## 3. 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	10,000kW	
太陽光発電	295.5kW	

**4. 再生可能エネルギー発電設備の整備とあわせて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項**

農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域 : 該当なし

農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項 : 該当なし

**5. 再生可能エネルギー発電設備の整備とあわせて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項**

再生可能エネルギー発電設備の整備とあわせて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の未利用材および製材端材などを納入業者から長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、未活用だった木質資源の利用拡大を行い、林業の活性化に寄与する取組	地域に賦存するバイオマスを変換して使用する燃料が、カロリーベースで年間 8 割未満とならないようにする。
未利用材に関して、搬出した山林の所有者を正確に把握できるシステムを活用し、搬出木材 1 トン当たりに対して 500 円（消費税抜き）を山林所有者に還元し、山林所有者の所得向上等に寄与する取組	毎年継続した取組となるようにする。

**6. 自然環境の保全との調和**

**(1) 自然環境の保全と調和**

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

**(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和**

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

## **7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項**

### **(1) 目標**

木質バイオマス発電において、年間約 8,000 万 kWh の発電及び、未利用材、製材端材など合わせて約 11 万トン(うち地域に賦存する未利用材等からなる木質チップの割合は、カロリーベースで 8 割以上)の燃料チップの安定供給を図り、地域の林業の健全な発展に資する取り組みを行う。

### **(2) 目標の達成状況についての評価**

(1) の目標の達成度合いを確認するため、本市が毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査のうえ、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標が達成されない場合、基本計画に沿って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

## **8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復**

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

## **9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項**

該当なし

## **10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項**

### **(1) ホームページ等による周知**

基本計画に基づく取り組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

### **(2) 設備整備計画の認定**

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

### **(3) 区域外の関係者との連携**

本市、再生可能エネルギー発電事業者、真庭森林組合、真庭木材事業協同組合等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

### **(4) 基本計画の見直し**

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加や、再生可能エネルギー発電設備の整備を実施しようとする者による設備整備の提案など、基本計画の必要が生じた場合には、その時の最新情勢を考慮し、適宜、基本計画の見直しを行うこととする。